

○浜松医科大学受託研究等取扱規程

(平成 16 年 5 月 13 日規程第 90 号)

改正 平成 18 年 4 月 13 日規程第 28 号 平成 26 年 3 月 13 日規程第 20 号

平成 29 年 2 月 9 日規程第 8 号 平成 31 年 3 月 27 日規程第 30 号

令和 2 年 2 月 13 日規程第 11 号 令和 3 年 1 月 14 日規程第 1 号

令和 3 年 12 月 10 日規程第 62 号 令和 6 年 3 月 14 日規程第 17 号

(趣旨)

- 第 1 条 この規程は、浜松医科大学(以下「本学」という。)における受託研究及び受託事業(以下「受託研究等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医薬品等の臨床研究の受入れに係る事項及び医師主導の治験又は臨床研究の受入れに係る事項については別に定めるものとし、本学が外部機関に業務を委託した受託研究等の取扱いについては、外部機関との協議により決定する。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「受託研究」とは、学外の委託者から委託を受け、本学の業務として行う研究(試験、試作及び検査等を除く。以下同じ。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 2 この規程において「受託事業」とは、学外の委託者から委託を受け、本学の業務として行う諸活動のうち前項に規定する受託研究を除いたもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第 3 条 受託研究等は、次に掲げる要件を満たす場合にのみ受け入れるものとする。

- (1) 本学の教育研究に関し、有意義であり、かつ、支障を生ずるおそれがないこと。
- (2) 受入れの契約期間内において受託研究等が完了する見込みのあること。

(受入れの条件)

第 4 条 受託研究等の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 受託研究等は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 本学の教育研究計画の変更、天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わないこと。
- (3) 受託研究等の実施により第三者に損害が発生し、かつ、本学に賠償責任が生じたときは、その損害が本学の職員の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害の賠償については、委託者が負担すること。
- (4) 受託研究等の結果、特許権、実用新案権又は意匠権のような工業所有権及び工業所有権を受ける権利が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。

(5) 委託者は、本学の発する請求書により、受託研究等に要する経費(以下「受託研究等経費」という。)を納付すること。

(6) 納付された受託研究等経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、第2号の中止の場合において、特に必要があると認めるときは、不用となった経費の範囲内で、その全部又は一部を返還することがある。

(受託研究等経費)

第5条 受託研究等を受け入れるに当たって、委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該受託研究等の遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該受託研究等の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を、勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額とし、間接経費は直接経費の30%を標準とする。

なお、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合は、委託者と協議のうえ合意した額とする。

また、謝金、賃金等の単価は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、直接経費のみとする。

(1) 委託者が国以外の場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

イ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの

(2) その他学長が認めたもの

3 前2項の規定にかかわらず、本学が外部機関に業務を委託した受託研究等に要する経費は外部機関との協議により決定する。

(受託研究等の受入れ)

第6条 受託研究等の受入れ及び実施について必要な事項は、産学連携・知財活用委員会(以下「委員会」という。)において協議する。

(研究担当者)

第7条 この規程において、研究担当者は、本学の教員及び学長が特に認めた職員とする。

ただし、受託研究のうち、浜松医科大学競争的研究費の応募資格に関する申合せ(令和2年申合せ第10号)に定める競争的研究費による場合は、この限りでない。

(受託研究の申請)

第8条 委託者は、所定の受託研究申込書を、学長あてに提出するものとする。

2 学長は、受託研究申込書の提出があった場合は、その写しをもって、当該研究担当者に通知するものとする。

3 研究担当者は、所属する講座、診療科等の主任の教員等と協議の上、支障がないと認めるときは、所定の受託研究受入承認申請書及び所定の受託研究費明細書を学長等に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第9条 受託研究の受入れは、研究担当者からの受託研究受入承認申請書等に基づき、委員会の審査を経て、学長が決定する。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、その内容を、速やかに所定の受託研究受入決定通知書により研究担当者に通知するものとする。

3 受託事業の受入れは、委託者からの申込みに基づき、学長が決定する。

(契約の締結等)

第10条 理事(財務担当)は、前条第2項の通知に基づき、委託者と受託研究の契約を締結するものとし、その後、締結した旨を、所定の受託研究契約締結通知書により、研究担当者に通知するものとする。

2 理事(財務担当)は、受託研究の受入れの契約の締結後、委託者から研究に要する物品の提供がある場合は、速やかに所定の提供物品通知書により、物品管理者に通知しなければならない。

3 理事(財務担当)は、前条第3項の受託事業の受入れ決定に基づき、委託者と受託事業の契約を締結するものとする。

(契約の変更)

第11条 当該受託研究等において変更を行う必要が生じたとき、委託者及び研究担当者は、所定の書類を学長あてに提出するものとする。

2 学長は、前項の申込み、申請及び明細書の内容についてやむを得ないと認めたときは、当該受託研究等契約の変更の手続きを行うものとする。

(受託研究の完了等の報告)

第12条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、その旨を、速やかに所定の受託研究完了・中止報告書により、学長に報告するものとする。

2 受託研究の完了後における当該研究の成果についての委託者への報告は、研究担当者が行うものとする。

3 受託研究の成果の公表については、委託者に報告した後において、研究担当者が行うものとする。

(適用除外)

第13条 受託研究等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の一部又は全部を当該受託研究等に適用しないことができる。

(1) 国、地方公共団体等との受託研究等である場合

(2) 病院長が受入れを決定している受託事業である場合

(3) 光医学総合研究所が受け入れる受託業務・個別業務である場合

(4) その他、特別な事情があると学長が認めた場合

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年4月13日規程第28号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月13日規程第20号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月9日規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規程第30号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月13日規程第11号)

この規程は、令和2年2月13日から施行する。

附 則(令和3年1月14日規程第1号)

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則(令和3年12月10日規程第62号)

この規程は、令和3年12月10日から施行する。

附 則(令和6年3月14日規程第17号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。